

資料

令和4年9月12日開催

第5回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号	美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	-----	1～4
議案第 2号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	5～12

○決算の認定

認定第 1号から			
認定第 6号	令和3年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見について	-----	13～25
認定第 7号から			
認定第 8号	令和3年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について	-----	26～36

○健全化判断比率及び資金不足比率の報告

報告第 1号	令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について	-----	37～42
--------	------------------------------	-------	-------

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、本条例が準用する国会議員の選挙運動の公費負担に係る限度額の基準が改定されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

昨今の物価変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>

○美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>ウ 【略】 第5条～第7条 【略】 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条・第10条 【略】 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)</p>	<p>ウ 【略】 第5条～第7条 【略】 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条・第10条 【略】 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)</p>

○美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 【略】 附則 【略】</p>	<p>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立の支援を図るため、国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本町においても非常勤職員の育児休業等に関する取得要件を緩和するよう、本条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

- (1) 非常勤職員の育児休業について、子の出生から57日間までに育児休業を取得しようとする場合の任期に係る要件を緩和する。
- (2) 非常勤職員が、子の1歳到達日以降、2歳に達する日までの期間において、配偶者と交替して育児休業を取得することができるよう取得要件を緩和する。
- (3) 育児休業の取得回数の改正に伴い、再度の育児休業の取得に要する任命権者への申し出に係る規定を削除する。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 【略】 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ _____ _____ _____ (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達</p>	<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第2条の4</u> _____ の規定に該当する場合にあつては、<u>2歳</u> _____ に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 【略】 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>日」という。)</u> (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第2条の2 【略】 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職</u></p>	<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第2条の2 【略】 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を<u>養育するため、非</u></p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</p>	<p>常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</p>
<p>当該子の1歳6箇月到達日 ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日</p>	<p>当該子の1歳6箇月到達日</p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>以前の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合</p>	<p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする _____ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする _____ 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、</p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)</u></p> <hr/> <p>と する。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(3) <u>当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合</u></p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <hr/> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 【略】</p>	<p><u>当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u> <u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 【略】</p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1)～(4) 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を____更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p>	<p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) その任期____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の____翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第4条～第9条 【略】 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 【略】 (1)～(5) 【略】 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 【略】 第11条～第23条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第4条～第9条 【略】 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 【略】 (1)～(5) 【略】 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 【略】 第11条～第23条 【略】 附則 【略】</p>



美 監 査 第 1 7 号

令和 4 年 8 月 3 1 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

美瑛町監査委員 大 西 宣 充



美瑛町監査委員 高 田 紀 子



令和 3 年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査
意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、令和 4 年 7 月 1 日付け美総財第 1 2 3 号で審査に付された令和 3 年度美瑛町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等の決算審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和3年度美瑛町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度美瑛町基金運用状況
- (8) 地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書

2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月4日までの4日間

3 審査の会場

監査委員室

4 審査の方法

令和3年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たっては、町長より送付を受けた各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にしながら審査を執行した。

審査に当たっては、はじめに担当課・局・室長から令和3年度決算の事業概要を、また、担当職員からは、決算書の備考欄に記載の各種事業に関し提出を求めた資料（別途請求）に基づいて詳細なる説明を受け、契約書類等との照合等を経て、監査委員が必要と認める事項について、試査による手続きにより審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿は関係法令に準拠して調製されており、また、歳計現金等の残高は、指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であると認める。

以下、各会計の決算審査の概要、個別の意見は、次のとおりである。

一 般 会 計

令和3年度の決算額は、歳入 12,207,530 千円、歳出 11,917,671 千円で、差引 289,859 千円（繰越明許費繰越額 14,938 千円、実質収支額 274,921 千円）は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予 算 対 比 率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
12,619,564	12,207,530	11,917,671	289,859	96.7	94.4

1 歳 入

(1) 歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算対比	調定対比
12,619,564	12,224,472	12,207,530	1,906	15,036	96.7	99.9

調定額は、予算現額の 96.9% (395,092 千円減) で、この内、収入済額は、12,207,530 千円で、予算現額の 96.7% (412,034 千円減)、調定額の 99.9% (16,942 千円減) であり、残額の 16,942 千円については、1,906 千円が不納欠損額、15,036 千円が収入未済額となっている。

(2) 主な歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入構成比
町 税	1,104,930	1,130,898	1,119,506	1,906	9,486	9.2
地方交付税	5,263,300	5,263,300	5,263,300	0	0	43.1
国庫支出金	1,426,630	1,367,161	1,367,161	0	0	11.2
道 支 出 金	2,238,681	1,838,692	1,838,692	0	0	15.1
町 債	803,686	794,586	794,586	0	0	6.5
そ の 他	1,782,337	1,829,835	1,824,285	0	5,550	14.9
計	12,619,564	12,224,472	12,207,530	1,906	15,036	100.0

(注) 調定額は、端数調整のため一致しないことがある。

町税の徴収率は、99.0%（前年度 97.6%）で、収入済額では 28,640 千円の減となっている。不納欠損額は、1,906 千円で前年度に比して 807 千円の増、収入未済額は、9,486 千円で 17,495 千円の減となっている。

税目別の徴収率は、町民税が 99.0%（前年度同率）、固定資産税が 98.9%（前年度 95.9%）で 3.0%の増、軽自動車税が 97.6%（前年度 97.2%）で 0.4%の増、たばこ税が 100.0%（前年度同率）、入湯税が 100.0%（前年度同率）、都市計画税が 99.3%（前年度 96.1%）で 3.2%の増となっている。

現年度分・滞納繰越分別にみると、現年度分は 99.7%（前年度 98.6%）で 1.1%の増、滞納繰越分では 70.2%（前年度 29.8%）で 40.4%の増となっている。滞納繰越分の徴収率が大幅増となったのは、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響によって、令和 2 年度において徴収が猶予されていた固定資産税等が令和 3 年度に納付されたことによるもので、収入未済額についても同様の要因により大幅減となっている。

徴収事務については、鋭意努力し、督促状の発送や早期催告を実施し、特に令和 3 年度においては、現年度分及び全体の徴収率がいずれも 99%台となり、徴収率の向上に努めていたことが認められる。今後も常に税負担の公平・納税秩序の維持を図りながら、未納者には引き続き徴収率の向上に向けて適切な対策を講じられたい。また、納税者の生活スタイルに応じた納付方法の充実に努めるなど、納期内自主納付の徹底に向けた方策について、更なる検討や検証に努められたい。

滞納処理については、前述の令和 2 年度の徴収猶予分を除いた実質の調定額は減少傾向にあるものの、終息の見えない新型コロナに加え、物価高騰の影響は、徴収及び徴収率に直結すると思われることから、納税者の納税意識の高揚を図り、個々の事情に応じた徴収方法の検討に努めるとともに、不納欠損処分には十分な調査及び適正、適切な処理を行い、引き続き収入未済額の減少に努められたい。

また、税外収入においても、収納対策室と関係課において綿密なる協議のもとで徴収体制の協力、強化を図り徴収率の向上に特段の努力を一層期待するものである。

地方交付税は、前年度に比べ 350,423 千円増の 5,263,300 千円で、歳入決算額の 43.1%（前年度 41.3%）となっており、普通交付税が 277,135 千円（6.2%）の増、特別交付税は、73,288 千円（16.7%）の増となっている。

地方交付税の実績は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
普通交付税	4,297,712	4,235,288	4,320,657	4,473,016	4,750,151
特別交付税	421,491	466,922	431,892	439,861	513,149
計	4,719,203	4,702,210	4,752,549	4,912,877	5,263,300
対前年比	△ 4.4	△ 0.4	1.1	3.4	7.1

以下、前年度との比較では、国庫支出金 899,437 千円 (39.7%) の減、道支出金 891,738 千円 (94.2%) の増、町債 148,421 千円 (23.0%) の増、その他 138,210 千円 (7.0%) の減となっている。

年度末の町債残高は、今後の公債費の推移を見据えた中で町債発行を行った結果、前年度に比して 893,774 千円減の 12,474,684 千円となっている。

その他の歳入の収入未済額は、5,550 千円で前年度に比して 820 千円の減となっている。

その他収入未済額は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率
保 育 負 担 金 (R 元 .R 2 は 保 育 使用料を含む)	元	8,382	8,260		122	98.5
	2	4,217	4,155		62	98.5
	3	45	0		45	0.0
国営農地開発事業 負 担 金	元	465	50		415	10.8
	2	415	95		320	22.9
	3	320	120		200	37.5
河 川 使 用 料	元	64	57		7	89.1
	2	72	58		14	80.6
	3	72	58		14	80.6
町営住宅使用料	元	107,118	101,133		5,985	94.4
	2	99,968	93,994		5,974	94.0
	3	99,466	94,175		5,291	94.7
計	元	116,029	109,500	0	6,529	94.4
	2	104,672	98,302	0	6,370	93.9
	3	99,903	94,353	0	5,550	94.4

収入未済額については、国営農地開発事業負担金の減少及び町営住宅使用料の収納率の増により、前年度と比して 820 千円減少している。町営住宅使用料については、引き続き収納事務の一層の努力を期待する。また、債権管理条例の規定に基づく債権の不納欠損処分に当たっては、今後も引き続き適正な事務手続きにより進められたい。

2 歳出

(1) 歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
12,619,564	11,917,671	110,677	591,216	94.4

決算額は、11,917,671千円で予算額の94.4%の執行率となっている。

不用額は、591,216千円(予算額の4.7%)で前年度に比べ364,754千円の増となっている。

(2) 性質別の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	令和2年度		令和3年度		比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増加率
人 件 費	1,424,926	12.0	1,420,796	11.6	△ 4,130	△ 0.3
物 件 費	1,207,324	10.2	1,329,037	10.9	121,713	10.1
維 持 修 繕 費	419,249	3.5	418,847	3.4	△ 402	△ 0.1
扶 助 費	716,645	6.0	978,824	8.0	262,179	36.6
補 助 費	2,519,200	21.2	1,693,047	13.9	△ 826,153	△ 32.8
公 債 費	1,611,291	13.6	1,736,240	14.2	124,949	7.8
投資・出資・積立	357,656	3.0	391,759	3.2	34,103	9.5
繰 出 金	882,301	7.4	814,740	6.7	△ 67,561	△ 7.7
事 業 費	2,353,290	19.8	3,034,381	24.9	681,091	28.9
そ の 他	101,000	0.8	100,000	0.8	△ 1,000	△ 1.0
計	11,592,882	97.5	11,917,671	97.6	324,789	2.8
繰 越 額	290,353	2.5	289,859	2.4	△ 494	△ 0.2
合 計	11,883,235	100.0	12,207,530	100.0	324,295	2.7

増額となった主なものは、物件費では、まちづくり寄附の増加に伴う各種費用の増や新型コロナワクチン接種に係る経費の増などにより、121,713千円(10.1%)の増、扶助費では、国による住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金の実施に伴い、262,179千円(36.6%)の増、事業費のうち補助事業については、GIGAスクール環境整備事業の完了や草地畜産基盤整備事業などの減額要因がある一方で、産地パワーアップ事業832,500千円の追加、各道路整備事業の増などにより729,987千円(46.3%)の増、単独事業については、令和2年度に緊急的に実施した各種コロナ対策事業や電子地域通貨導入に係る事業費の減などにより、単独事業全体では48,896千円(6.3%)減となったほか、災害復旧事業は前年度同額

のため増減なしとなり、事業費全体で 681,091 千円 (28.9%) の増となっている。

一方、減額となった主なものは、補助費では、一部事務組合負担金 (大雪地区広域連合、大雪清掃組合、大雪消防組合) がいずれも増加したが、国の特別定額給付金事業の皆減等に伴い、全体で 826,153 千円 (32.8%) の減となっており、歳出全体において 324,295 千円の増となっている。

人件費のうち令和 3 年度の職員一人当たり超過勤務時間 (選挙事務を除く) は、105 時間となっている (令和 2 年度 100 時間、令和元年度 113 時間、平成 30 年度 141 時間、平成 29 年度 150 時間)。職員一人当たりの超過勤務時間は横ばいであるが、前年度と同様、新型コロナの影響を受け、各種イベントの中止等により業務体制が変化したこと、また、大規模な災害対応が発生しなかったこと等が要因と思われる。

今後、本格的に自治体 D X を推進していく中で、その効果として超過勤務時間の上限時間を遵守しつつ、住民サービスの向上が図られるよう、職員の心身の健康管理には十分に留意しながら、管理職を含めた職員全体の勤務体制を検証し、新たな働き方改革に向けた対策を望むものである。

(3) 財政構造の弾力性を判断する経常的経費の経常収支比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

種別 年度	人件費	物件費等	公債費	経常費充当計
29	1,145,075 (18.6)	2,544,105 (41.4)	1,386,902 (22.6)	5,076,082 (82.6)
30	1,132,329 (18.6)	2,495,340 (41.1)	1,443,012 (23.8)	5,070,681 (83.5)
元	1,116,525 (18.4)	2,565,690 (42.2)	1,487,646 (24.5)	5,169,861 (85.1)
2	1,104,728 (17.5)	2,663,047 (42.3)	1,542,802 (24.5)	5,310,577 (84.3)
3	1,109,300 (16.7)	2,777,048 (41.6)	1,670,309 (25.1)	5,556,657 (83.4)

経常収支比率は、83.4%で前年度に比して 0.9%の減となっている。

内訳では、人件費が 0.8%の減、物件費等が 0.7%の減、公債費が 0.6%の増となっている。

(4) 科目間の節の流用は、件数 39 件、金額 10,551 千円で前年度に比して件数では、18 件の減、金額で 3,850 千円の増となっている。

(5) 予備費の充用は、件数 1 件、金額 69 千円で前年度に比して件数では 6 件の減、金額 3,240 千円の減となっている。

令和3年度決算は、国内での新型コロナ発生から2年目を迎え、引き続き感染予防対策及び経済支援策を実施したほか、新型コロナワクチン接種の円滑な接種体制を構築し、安心した暮らしを守るため迅速に対応し、また、記録的な少雨・高温の影響による干ばつ被害に対し、肥料購入助成などの次期作支援を行い、コロナ禍の影響による主食用米の需給緩和や価格低下に対しての米生産安定支援対策事業を実施、このほか、電子地域通貨「Beコイン」の本格運用を開始し、町内での経済循環や消費拡大につなげるとともに、町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど積極的に取り組んだことが表れている。

行財政運営については、将来負担を考慮した有利な財源を活用し、堅実な財政運営に取り組みながら事業が推進された。また、北海道市町村備荒資金組合超過納付金を合わせた基金の総額（土地開発基金を除く。）は、前年度比 297,017 千円増の 4,161,867 千円となっており、全ての基金において減額はなく、丘のまちびえいまちづくり基金、森林環境譲与税基金では取崩し額以上の積み立てを行っていることから、引き続き安定的な財政運営に取り組んでいる。

歳入において、町税全体の徴収率は前年度より増となったものの、新型コロナの影響等により、給与所得及び農業所得が減少したことから収入額は前年度より 2.5%減少しており、今後、経済活動の回復に向けた状況変化に注視が必要と思われる。また、徴収率の向上及び収入未済額の圧縮について様々な取り組みが進められているとともに、適正な債権管理に基づいた不納欠損処分を実施したものの、町税の収入未済額の減額に向けて、更なる納付環境の充実を図り、今後も上川広域滞納整理機構と連携し、一層の収納促進に努められることを期待する。

歳出については、経常収支比率が 83.4%となり、実質公債費比率は 11.6%で 0.6%増加したものの、安定的な財政運営の中、町政が執行されている。今後も地域基盤整備等の事業が計画されていることから、引き続き効率的かつ効果的な予算執行に努め、町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう計画的に事業を推進し、財政構造の弾力性を確保しつつ、町民福祉の向上に寄与されるよう望むものである。

今後においては、新型コロナの動向を見据えながら必要な対策を講じつつ、これまで実施してきた減免措置及び各種使用料等の免除措置などを精査することで、町税等の回復が見込まれ、また、観光客の増加等による経済活動の回復に期待するところであり、これまでと同様に安全・安心に暮らせるまちづくりと将来にわたり持続的に発展していくための取り組みが求められている。さらに、公共施設維持管理経費や社会保障関連経費等、特に物件費及び扶助費の増加傾向が長期的に続いているとともに、人口減少対策、関係人口創出やウィズコロナを踏まえた新たな観光のあり方等の様々な懸案事項もある中、町税をはじめとする自主財源を確保しつつ、選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進されるよう努められたい。

特 別 会 計

1 老人保健施設事業特別会計

令和3年度の決算額は、歳入 96,729 千円、歳出 96,728 千円で、差引 1 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
96,733	96,729	96,728	1	100.0	100.0

指定管理者制度による運営により、利用料金は指定管理者の収入となり、指定管理者の運営に対する支援貸付金等の施設事業費 50,000 千円及び起債元利償還金等の公債費が主な支出である。今後も、高齢化に伴う入所者の増加を見据え、看護・介護や機能訓練を提供する施設としての役割を十分に果たされるよう運営されたい。

2 農業研修施設事業特別会計

令和3年度の決算額は、歳入 30,493 千円、歳出 30,493 千円で、前年度に比して歳入歳出いずれも 13,619 千円の増となっている。

使用料及び手数料では、3,949 千円となっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
31,132	30,493	30,493	0	97.9	97.9

指定管理者制度による運営により、使用料金は指定管理者の収入となり、「美進」の実践圃場で生産されたハウストマトの出荷等により、財産収入が前年度に比して 622 千円の増となっている。支出については農業研修施設費における施設管理費 30,493 千円のみであるが、令和3年度は「みのり」の蒸気配管の改修及び加工機器の更新により、施設の適正管理及び利用者の利便性向上が図られた。

今後も新規就農者の育成及び農業者等の利活用を図り、基幹産業である農業の発展に向けた施設運営となるよう、努められたい。

3 水力発電事業特別会計

令和3年度の決算額は、歳入70,669千円、歳出70,669千円となっている。
 発電事業収入では、前年度に比して9,756千円の減となっている。
 予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
70,676	70,669	70,669	0	100.0	100.0

発電事業収入については、大雨と融雪により被災した、しろがね頭首工の復旧工事を実施したことから、前年度に比して9,756千円の減となっている。発電所施設管理について、設備や機器の老朽化が進み今後修繕費用の増加が予想されることから、将来に向けた設備等の維持管理経費に係る財源（発電事業収入）の確保及び発電所の安全運行に努められたい。

4 白金泉源事業特別会計

令和3年度の決算額は、歳入25,300千円、歳出24,129千円で、差引1,171千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
25,862	25,300	24,129	1,171	97.8	93.3

白金エリアは本町における代表的な観光地であり、また、天然温泉は観光資源として大きな魅力となっている。令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免を実施したほか、21号井新設に向けた用地測量等を実施している。

今後とも、良質で安定した湯量を確保するため、長期的な視点に立ち、将来にわたって安定的な湯量を供給する泉源事業の運営に努められたい。

5 公共下水道事業特別会計

令和3年度の決算額は、歳入315,004千円、歳出307,590千円で、差引7,414千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

歳出の下水道事業費は、支出済額が164,184千円で歳出総額の53.4%となっている。

歳入の一般会計からの繰入金は、180,698千円で歳入決算額の57.4%となっている。

不納欠損額は、75千円（前年度1,020千円）で945千円の減となっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

予 算 現 額	決算額			予算対する比率	
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出
315,063	315,004	307,590	7,414	100.0	97.6

収入未済額については、3,497千円（受益者負担金90千円（現年度分0円・滞納繰越分90千円）、下水道使用料3,407千円（現年度分444千円・滞納繰越分2,963千円））で、前年度3,960千円（受益者負担分150千円・下水道使用料3,810千円）に比して463千円の減となっている。

滞納処理については、滞納者の実態に即した収納対策を講じ、納入者の公平性を欠くことのないよう適正に処理されるとともに、不納欠損処分の実施に当たっても、個別の事情を十分調査し、適正、適切に処理し、収入未済額の減少に一層努力されることを望むものである。

各基金の運用状況

基金の期中増減と期末残高は、次の表のとおりである。

1 一般会計等

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
財政調整基金	552,642	4	552,646
公共施設等整備基金	746,337	111,523	857,860
減債基金	608,506	6	608,512
人づくり育成基金	285,802	9	285,811
福祉基金	171,915	73	171,988
農業振興基金	111,384	24	111,408
民有林環境保全基金	70,788	0	70,788
丘のまちびえいまちづくり基金	294,385	161,569	455,954
光ファイバーテレビ放送網管理基金	6,678	7	6,685
森林環境譲与税基金	35,332	18,375	53,707
小 計	2,883,769	291,590	3,175,359
土地開発基金	194,299	0	194,299
合 計	3,078,068	291,590	3,369,658

(再掲：土地開発基金の内訳)

(単位 千円)

基金名	前年度末の	当年度中の	当年度末の	運用状況
	基金額	増減額	基金額	
土地開発基金	194,299	0	194,299	現金 40,064
	(内土地 154,235)	(内現金 0)		貸付金 0
		(内土地 0)		土地 154,235
				(7,151.93㎡)

2 特別会計

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
水力発電事業特別会計基金	76,469	△ 37,006	39,463

3 審査の結果


審査の結果、基金の運用状況の計数は正確であることが認められた。



美 監 査 第 1 4 号

令和 4 年 8 月 3 1 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

美瑛町監査委員 大 西 宣 充 

美瑛町監査委員 高 田 紀 子 

令和 3 年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、令和 4 年 6 月 1 日付け美総財
第 9 5 号で審査に付された令和 3 年度美瑛町公営企業の決算審査を終了したの
で、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度美瑛町公営企業会計決算審査意見書

1 審査の対象

令和3年度 美瑛町水道事業会計

令和3年度 美瑛町立病院事業会計

2 審査の期間

令和4年7月11日 1日間 美瑛町水道事業会計

令和4年7月12日 1日間 美瑛町立病院事業会計

3 審査について

決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類に事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、はじめに担当室・局長から令和3年度決算の事業概要を、また、担当者からは、詳細な決算内容、資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等との照合など、監査委員が必要と認めるその他審査手続きに基づいて、審査を実施した。

併せて、令和3年度に新たに取得した器械・装置等備品について、担当課局内において使用状況等を確認した。

次に、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4 審査の結果

両会計の決算について、その内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていることが認められた。

両会計の決算の概要は、次に述べるとおりである。

美 瑛 町 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和3年度の水道事業会計の収支は、水道事業収益（以下「総収益」という。）が279,946千円、水道事業費用（以下「総費用」という。）が278,069千円となり、差引1,877千円の純利益が生じた。

総収益の根幹をなしている水道使用料を前年度と比較すると、白金地区で1,879千円(22.1%)、平和地区で257千円(0.8%)の減、本町地区で2,339千円(1.6%)、五稜地区で176千円(4.1%)の増となり、町全体では、379千円(0.2%)の増となっている。

総費用では、総係費の主なもので、人件費が47千円(0.3%)、減価償却費が1,871千円(1.1%)の減となっている。

その他費用では、原水及び浄水費、配水及び給水費、企業債利息、雑支出等で11,977千円(11.9%)の減となっている。

この結果、当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金68,111千円と本年度の決算で生じた純利益1,877千円を合わせた69,988千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

(単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失)

年度	総収益		総費用		純利益
28	323,017	106.3	316,963	105.5	6,054
29	318,845	98.7	300,047	94.7	18,798
30	309,401	97.0	302,882	100.9	6,519
元	299,204	96.7	285,677	94.3	13,527
2	289,174	96.6	292,509	102.4	△3,335
3	279,946	96.8	278,069	95.1	1,877

① 収益について

総収益は、予算額302,162千円に対し、決算額299,661千円（営業収益215,925千円、営業外収益83,736千円、特別利益0千円）で、収入率99.2%となり、前年

度の収入率 98.6%に比し 0.6%の増となっている。

総収益の内訳とその推移は、第 2 表のとおりである。

《第 2 表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	給水 収益	受託給水 工事収益	その他 営業収益	他会計 補助金	長期 前受金	過年度 損益修正益	その他 収益	総収益
28	213,971	0	2,498	19,404	62,670	2	24,472	323,017
29	213,135	0	2,258	9,432	74,778	0	19,242	318,845
30	213,720	0	3,080	6,894	68,854	0	16,853	309,401
元	210,809	0	2,785	1,796	66,829	0	16,985	299,204
2	193,784	0	2,262	13,082	63,061	0	16,985	289,174
3	194,163	0	2,275	12,104	61,055	0	10,349	279,946

収益の主体となる給水収益は、予算額 222,126 千円に対し、決算額 213,579 千円で、収入率 96.2%となっている。

有収水量は、982,389 m³（本町地区 697,476 m³・白金地区 101,715 m³・平和地区 160,149 m³・五稜地区 23,049 m³）で前年度に比し、4,279 m³の減となっている。

供給単価は、198 円で前年度に比し、2 円の減となっている。

給水収益の推移は、第 3 表のとおりである。

《第 3 表》給水収益の内訳と推移

(税抜)

年度	有収水量 m ³	給水収益 千円	供給単価 ア 円	給水原価 イ 円	差引 アーイ 円
28	1,063,740	213,971	201.15	297.07	△95.92
29	1,046,409	213,135	203.68	285.87	△82.19
30	1,053,464	213,720	202.87	286.40	△83.53
元	1,041,801	210,809	202.35	273.24	△70.89
2	986,668	193,784	196.40	232.55	△36.15
3	982,389	194,163	197.64	220.90	△23.26

② 費用について

総費用は、予算額 297,695 千円に対し、決算額 292,172 千円（営業費用 280,795 千円、営業外費用 11,377 千円、特別損失 0 千円）で、執行率 98.1%となり、前年度の執行率 98.2%に比し 0.1%の減となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区分	令和2年度	令和3年度	比較	
			増(△)減	比率(%)
給与費	18,055	18,008	△47	△0.3
委託料	35,807	35,261	△546	△1.5
修繕費	27,492	22,493	△4,999	△18.2
減価償却費	172,681	170,810	△1,871	△1.1
資産減耗費	1,360	815	△545	△40.1
企業債利息	5,367	4,133	△1,234	△23.0
特別損失	0	0	0	-
その他	31,747	26,549	△5,198	△16.4
計	292,509	278,069	△14,440	△4.9

使途別費用は、給与費で0.3%、委託料で1.5%、修繕費で18.2%、減価償却費で1.1%、資産減耗費で40.1%、企業債利息で23.0%がそれぞれ減となっている。

総費用に占める給与費の割合は、6.5%となっている。

給水収益に対する企業債の割合は、第5表のとおりである。

《第5表》給水収益と企業債償還割合

(単位 千円・税抜)

年度	給水収益 (A)	企業債償還額			比較 B/A %
		元 金	利 息	計 (B)	
28	213,971	48,980	11,171	60,151	28.1
29	213,135	47,282	9,693	56,975	26.7
30	213,720	39,173	8,086	47,259	22.1
元	210,809	41,128	6,647	47,775	22.7
2	193,784	51,904	5,367	57,271	29.6
3	194,163	49,921	4,133	54,054	27.8

(2) 資本的収支について

資本的収入の決算額は、29,909千円で、予算額29,911千円に対する収入率は、100.0%であり、その内訳は、一般会計補助金で27,489千円、工事負担金で2,420千円となっている。

資本的支出の決算額は、139,872千円で、予算額139,873千円に対する執行率は、

100.0%であり、その内訳は、建設改良費で89,951千円、企業債償還金で49,921千円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,963千円は、当年度消費税資本的収支調整額5,541千円、過年度分損益勘定留保資金104,422千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、3,827,180千円で、前年度より80,758千円の減であり、内訳は、固定資産で89,851千円の減、流動資産で9,093千円の増となっている。

流動資産のうち現金預金で3,492千円、未収金等で5,601千円の増となっている。

負債・資本では、固定負債が222,826千円、流動負債65,328千円で、前年度より48,853千円の減となっている。

資本は、2,337,472千円で、前年度より1,877千円の増となっており、内訳は、資本金で前年度同額により増減なし、利益剰余金で1,877千円の増となっている。

- 注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。
2. 第1表から第5表までの表示金額及び財政状況の対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和3年度の水道事業会計の決算は、純利益1,877千円が計上された。

給水収益は前年度より379千円の増となっているが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響に伴う減免を実施しており、加えて、白金地区の水道使用量が減少していることから、実質的な回復には至っていない。

また、総収益及び総費用のいずれも前年度より減少したが、特に、総費用において経年に伴う量水器交換等の修繕費及び減価償却費等全ての費用が減となったことから総体で純利益となった。

令和3年度は、安定した給水を確保するため浄水場設備更新工事及び排水管の布設替工事等を実施し、また、スマートフォンアプリによる決済の導入等、住民への安定したサービスの提供及び利便性向上に努めてきたことは評価できるものである。

今後においても、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については、給水人口の減に加え、収益に直結する新型コロナの感染動向に注視しながら、経営基盤の強化が図られるよう、引き続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められるよう一層望むものである。また、未収金については、補助金等を除く水道使用料については継続的に減少していることから、引き続き計画的な徴収に努められたい。

美瑛町立病院事業会計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、病院事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和3年度の病院事業会計の収支は、病院事業収益（以下「総収益」という。）が1,148,978千円、病院事業費用（以下「総費用」という。）が1,144,359千円となり、差引4,619千円の純利益となった。

総収益の医業収益（その他医業収益を除く。）を前年度と比較すると、入院収益で36,042千円（10.0%）、外来収益で2,950千円（1.3%）の減となり、医業収益全体では、7,140千円（1.2%）の減となっている。

総費用の主なものとしては、給与費で10,626千円（1.7%）、経費で4,036千円（1.8%）、資産減耗費で18,038千円（559.0%）の増となり、材料費で9,661千円（14.3%）、減価償却費で1,817千円（1.6%）、引当金繰入費で3,204千円（7.6%）、支払利息及び企業債取扱諸費で2,430千円（12.8%）、雑損失で1,051千円（3.9%）がそれぞれ減となっている。このほか、特別損失は前年度に引き続き0円となっている。

この結果、当年度の未処理欠損金は、当年度の決算で生じた純利益4,619千円に前年度の繰越欠損金109,536千円を加えた104,917千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失

年度	総収益		総費用		純利益
28	1,162,200	98.4	1,165,308	98.2	△3,108
29	1,200,057	103.3	1,152,420	98.9	47,637
30	1,179,033	98.2	1,185,916	102.9	△6,883
元	1,170,681	99.3	1,176,872	99.2	△6,191
2	1,180,742	100.9	1,129,857	96.0	50,885
3	1,148,978	97.3	1,144,359	101.3	4,619

① 収益について

総収益は、予算額1,193,504千円に対し、決算額1,154,904千円（医業収益611,285千円、医業外収益539,173千円、特別利益4,446千円）で、収入率96.8%

となり前年度に比し 28,416 千円の減となっている。

総収益の内訳とその推移は、第 2 表のとおりである。

《第 2 表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	入院収益	外来収益	その他 医業収益	他会計 補助金	長期 前受金戻入	その他 収 益	総 収 益
28	411,417	275,880	21,156	400,000	50,709	3,038	1,162,200
29	428,896	262,602	22,422	430,000	50,702	5,435	1,200,057
30	410,901	247,802	22,224	430,000	55,025	13,081	1,179,033
元	371,452	241,458	20,879	480,000	47,546	9,346	1,170,681
2	361,279	228,523	23,006	490,000	42,877	35,057	1,180,742
3	325,238	225,574	54,856	480,000	43,842	19,468	1,148,978

収益の主体となる医業収益は、予算額 650,820 千円に対し、決算額 611,285 千円、収入率 93.9%で、前年度に比し 3,854 千円の減となっている。また、その他収益のうち、医師住宅売却益及び過年度分雇用保険料の還付による特別利益 4,446 千円が計上となっている。

医業収益（入院・外来）の推移は、第 3 表のとおりである。

《第 3 表》医業収益（入院・外来）の推移

(税抜)

年度	入 院 収 益				外 来 収 益		
	患者延数 (人)	一人一日 当収益 (円)	金 額 (千円)	病床利用 率(%)	患者延数 (人)	一人一日当 収益(円)	金 額 (千円)
28	19,448	21,155	411,417	54.4	43,153	6,393	275,880
29	19,692	21,780	428,896	55.1	41,254	6,365	262,602
30	19,442	21,135	410,901	54.4	38,525	6,432	247,802
元	17,210	21,584	371,452	48.0	37,309	6,472	241,458
2	16,751	21,568	361,279	46.8	33,971	6,727	228,523
3	14,721	22,093	325,238	41.2	33,584	6,717	225,574

② 費用について

総費用は、予算額 1,193,504 千円に対し、決算額 1,145,329 千円（医業費用 1,125,408 千円、医業外費用 19,921 千円）で、執行率 96.0%となり、前年度に比し 17,615 千円の増となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区 分	令和2年度	令和3年度	比 較	
			増(△)減	比率 (%)
給与費	631,994	642,620	10,626	1.7
薬品・診療材料費	65,451	55,923	△9,528	△14.6
光熱水費	24,005	24,916	911	3.8
燃料費	10,665	15,316	4,651	43.6
賃借料	10,796	11,215	419	3.9
委託料	160,270	158,032	△2,238	△1.4
減価償却費	117,107	115,290	△1,817	△1.6
資産減耗費	3,227	21,265	18,038	559.0
引当金繰入費	42,065	38,860	△3,205	△7.6
企業債利息	19,046	16,616	△2,430	△12.8
特別損失	0	0	0	-
その他	45,231	44,306	△925	△2.0
計	1,129,857	1,144,359	14,502	1.3

給与費の決算額は、前年度に比し10,626千円(1.7%)の増となり、総費用に占める割合は、56.2%となっている。また、給与費の医業収益(入院・外来)に占める割合は、106.1%で、前年度に比し3.0%の増となっている。

薬品・診療材料費は、廉価購入等により前年度に比し9,528千円(14.6%)の減、光熱水費で911千円(3.8%)、燃料費で4,651千円(43.6%)、賃借料で419千円(3.9%)の増、委託料で2,238千円(1.4%)、その他経費で925千円(2.0%)の減となっている。

減価償却費は前年度に比し1,817千円(1.6%)の減、老朽化した資産更新に伴う資産減耗費で18,038千円(559.0%)の増、引当金繰入費で3,205千円(7.6%)、企業債利息で2,430千円(12.8%)の減となっている。このほか、特別損失は前年度に引き続き0円となっている。

(2) 資本的収支について

資本的収入は予算額47,448千円に対し、決算額47,371千円(医療設備整備負担金31,920千円、企業債8,700千円、国庫補助金550千円、道補助金4,708千円、固定資産売却費1,493千円)で収入率99.8%となり、前年度に比し24,701千円の増となっている。資本的支出は、予算額155,032千円に対し、決算額154,945千円(建設改良費49,015千円、企業債償還金105,930千円)で、執行率99.9%となっ

ている。資本的支出額に対して不足する額 107,574 千円は、当年度消費税資本的収支調整額 1,040 千円及び過年度分損益勘定留保資金 106,534 千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、1,786,091 千円でその内訳は、固定資産で 1,576,327 千円、流動資産で 209,764 千円となっている。

流動資産のうち現金預金が 104,811 千円、未収金等で 104,953 千円となっている。

負債・資本では、固定負債で 543,063 千円、流動負債で 188,366 千円となっている。資本は、466,163 千円で内訳は、資本金で 560,454 千円、資本剰余金で 4,746 千円、利益剰余金では 99,037 千円の累積損失が生じている。

流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率は、111.4%となっている。

注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。

2. 第1表から第4表までの表示金額及び財政状況との対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和3年度病院事業会計の決算は、収入においては、収益の大宗を占める医業収益は4年連続で前年度を下回った。

その具体的内訳は、入院収益において一人当たり入院単価が前年度比 525 円 (2.4%) 増加した一方、入院患者延数が大幅に減少 (2,030 人) し、さらに、外来収益においても前年度に引き続き新型コロナ拡大に伴う受診控え等の影響を受けたことが、医業収益において前年度を下回った大きな要因である。

医業外収益では、感染症対策に係る補助金対象額の減額等により、前年度比減となり、医業収益の減少と合わせて、病院経営は一層厳しさを増している状況である。

支出においては、外来診療及び新型コロナワクチン接種に伴う派遣医師に係る人件費の増、加えて、資産更新に伴う資産減耗費が増となり、薬品や医薬材料の廉価購入や業務委託内容の抜本的な見直し等、創意工夫による費用の抑制に引き続き取り組んでいるが、総支出額は前年度を上回った。

令和3年度も新型コロナの影響を受けたことにより、総収益における医業収益の減少額が大きかったものの、その他医業収益では、新たに新型コロナワクチン接種を実施したことにより大幅に増額したことから総体の収益・費用勘定において本年度は、4,619 千円の純利益が計上された。

今後においても、収益面で病院運営の根幹である医師確保の課題、診療報酬の改定及び患者数の減少など、外部環境の変化により医業収益が左右され、さらに、発熱外来をはじめとする新型コロナ対応と一般診療及び健診業務などの通常業務との両立が求められる中、限られた人員の配置バランスも重要となり、病院運営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

また、費用面においては、老朽化による施設修繕や医療機器等の更新の増、人件費

の増に伴う影響等が想定され、収支両面にわたり厳しい経営状況が予測される場所である。

このことから、病院経営にあたっては、課題が複雑化していることから、多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据えたビジョンを示すとともに、地域の医療機関として将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、経営方針の抜本的な改革なども視野に入れ、病院経営の安定化に努めていただきたい。



美 監 査 第 1 8 号

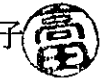
令和 4 年 8 月 3 1 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

美瑛町監査委員 大 西 宣 充



美瑛町監査委員 高 田 紀 子



令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その意見を別紙のとおり提出します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.21	
② 連結実質赤字比率	—	19.21	
③ 実質公債費比率	11.6	25.00	
④ 将来負担比率	41.2	350.00	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について、令和3年度決算は黒字であり、該当しない。
- ② 連結実質赤字比率について、令和3年度決算は黒字であり、該当しない。
- ③ 実質公債費比率について、令和3年度の比率は11.6%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較するとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率について、令和3年度の比率は41.2%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和3年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和3年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した公共下水道事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 老人保健施設事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和3年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した老人保健施設事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。